

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に組み込まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）」に係る積算要

領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

土砂洪水氾濫流域概略施設配置検討業務 特記仕様書

第1章 目的

本業務は、徳島県内の既往成果等で選定した「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」において、対策優先度を検討し、選定された流域の現地踏査及び概略施設配置計画検討を実施する。

なお、既往成果は「R 7 吉土 東部吉野川管内 阿波・阿波他 土砂洪水氾濫流域調査業務」とする。

第2章 業務内容

2.1 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2.2 資料収集・整理

調査に必要な資料・既往成果報告書等を収集整理するとともに、施設配置検討及び再現計算に必要な資料を併せて収集整理する。

なお、概略施設配置に使用する地形データは、既往成果で収集した数値標高モデル（DEM データ）を想定している。

2.3 対策優先流域の検討及び対策優先流域の選定

既往成果で抽出した土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域について、優先度を検討し、優先度の検討結果に基づき対策優先流域を選定する。また、今後の土砂・洪水氾濫対策計画検討の基礎資料となる机上調査資料の補足を目的として、選定した対策優先流域について、現地踏査を行う。

(1) 対策優先度の検討及び対策優先流域の選定

既往成果で抽出した土砂・洪水氾濫により大きな被害のある流域について、土砂・洪水氾濫対策における優先度を検討し、「対策優先流域」を1流域選定する。なお、対策優先流域を検討するための評価項目は、他県事例等を踏まえて発注者と協議により決定する。

対策優先流域の中から「概略施設配置計画」を行うモデル流域（1）を選定する。

2.4 概略施設配置計画の検討及び今後の課題抽出・整理

前項で選定した対策優先流域の中からモデル流域を選定し、概略的な計画解析による施設配置計画を検討し、今後の土砂・洪水氾濫対策計画の検討の参考となるモデルケースを作成するとともに、土砂・洪水氾濫対策計画の検討における今後の課題等について、抽出及び整理を行う。

なお、検討に際して利用する地形データは収集した DEM データを想定している。

(1) 現地踏査

選定されたモデル溪流について、現地踏査を行う。現地踏査は既往成果による机上調査の補足を目的とし、流域の末端、本川と主要支川の合流部の状況、河道と最小比高の断面、保全対象、基幹砂防施設、河川横断構造物（鉄道、主要道路等）等の現地確認を行うことを想定している。

(2) 概略施設配置計画の検討・解析

対策優先流域の中から選定したモデル流域（1流域）について、本業務で収集・整理したデ

ータを基に概略的な計算解析による施設配置計画を検討し、今後の土砂・洪水氾濫対策計画の検討の参考となるモデルケースを作成するとともに、今後の土砂・洪水氾濫対策計画の検討における課題等について整理を行う。

なお、本項目は「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）国総研資料第 1048 号 平成 30 年 11 月 国土交通省 国土技術政策総合研究所」（以下、「国総研資料第 1048 号」という）に基づき、概略施設配置計画を実施することを想定している。

1. 施設配置検討

1.1 計算準備

1.2 水供給条件の設定

1.3 土砂供給条件の設定

1.4 河床変動計算の実施

1.5 土砂・洪水氾濫解析・被害推定の実施

1.6 施設配置計画の検討

※河床変動解析は一次元解消変動解析を想定している。

2. 再現計算の実施

2.1 既往災害の再現計算（※）

2.2 対象事象の抽出

2.3 再現計算の準備

2.4 再現計算の実施

※当該流域において土砂生産・流出による土砂・洪水氾濫に関する確かな災害記録がない場合、土砂流出に関する情報（例えば、貯水ダムの堆砂量、河床変動量に関する調査など）が取得されている豪雨時などを対象に再現計算を実施する。

(3) 今後の課題の抽出・整理

徳島県における土砂・洪水氾濫対策検討を進めるに際して、施設配置計画の策定に向けた今後の課題等を抽出・整理する。

2.5 照査

照査技術者は、徳島県設計業務等共通仕様書第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

2.6 報告書作成

本業務で検討した結果について、報告書として取りまとめる。

第3章 打合せ協議

打合せ回数は、①業務着手時、②中間打合せ（1 回）、③成果納入時の計 3 回とする。

第4章 成果品

成果品は以下のとおりとする。

報告書（電子データ）：2 部（CD-R 等）

報告書（A4 版）：1 部（ワープロ製本）